

消防救第138号
消防参第386号
平成23年4月25日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

消防庁国民保護・防災部参事官

救急事故等報告要領に基づく年報報告について（依頼）

標記の件については、「救急・救助統計のオンライン化について」（平成18年3月13日付け消防参第27号・消防救第38号、消防庁国民保護・防災部参事官及び消防庁救急企画室長連名通知）のとおり、救急年報及び救助年報の報告は、救急調査オンライン処理システム（以下「救急オンラインシステム」という。）及び救助調査オンライン処理システム（以下「救助オンラインシステム」という。）による報告をお願いします。

また、下記の市町村が報告するデータのうち、現況調べデータは、特別の理由がない限り、集計データではなく活動事案毎データの入力による報告としてください。

つきましては、下記事項に留意の上、救急オンラインシステム及び救助オンラインシステムにより貴都道府県内市町村が報告したデータを精査し、救急事故等報告要領における報告期日である5月31日までに報告されますようお願いいたします。また、この旨を貴都道府県内市町村に周知するよう併せてお願いします。

なお、先般発生した東日本大震災に関する対応（報告困難等）については別に通知します。

- * 救急オンラインシステム及び救助オンラインシステム入力要領の印刷物の配付は行いません。別添1の入力要領は救急オンラインシステム及び救助オンラインシステムからダウンロードすることが可能です。

記

1 市町村が報告するデータの登録方法

(1) 定点観測データ

救急オンラインシステム及び救助オンラインシステムの「登録・閲覧業務」の

「定点観測データ登録」画面において、該当データを入力することにより登録します。なお、定点観測データの入力に際し、平成23（2011）年4月1日現在のデータを入力することとなりますが、消防庁オンラインへは「2010年」でログインすることに留意してください。

(2) 現況調べデータ（活動事案毎データの入力により作成）

救急オンラインシステム及び救助オンラインシステムの「登録・閲覧業務」の「登録・変更削除・閲覧」画面において、該当データを入力することにより登録します。若しくは、「管理業務」の「ダウンロードメニュー」からダウンロードした救急調査オフラインソフトに該当データを入力、または、独自システムより出力されたCSVファイルをオフラインソフトに取り込み、XMLファイルを出力する。出力したXMLファイルを「登録・閲覧業務」の「一括操作(予約受付)」（救助オンラインシステムについては「一括操作」）画面からアップロードし、登録してください。

(3) ウツタインデータ

ウツタインデータの登録について、活動事案毎データに含めて報告している場合は、その登録を以て完了するものとし、個別で登録する場合については、救急オンラインシステムの「登録・閲覧業務」の「平成17年からのウツタインシステム登録」より入力、または、コンバーターを使用し登録を行ってください。

登録後については、救急オンラインシステムの「登録・閲覧業務」の「平成17年からのウツタインシステム登録」の「登録チェック」画面に入り、1月から12月までの各月別に登録チェックを行うこと。

どちらの報告方法でも可能ですが、決して重複することのないよう留意してください。

(4) その他のデータ

救急年報の33表「転送回数4回以上の救急活動状況調」については、平成22年度より報告を求めないものとする。

(5) 登録チェック

「管理業務」の「登録チェック」機能により、一年の登録業務がすべて完了した旨をシステムに通知します。

(6) その他

現況調べデータの報告については、救急活動事案毎データの入力による報告が原則ですが、市町村の特別な理由（救急活動事案毎データでの報告の為の独自システムの改修等）がある場合については、都道府県を通じて消防庁へ報告を行い、状況により、従前の調査表入力ソフトの入力による現況調べデータ報告を以て代えることができるものとします。ただし、その場合にあっても、次年度の報告にあっては、救急活動事案毎データの入力による報告が出来るよう努めてください。

2 都道府県が報告するデータの登録方法

(1) 第4号様式

管轄内に該当する市町村が存在する場合は「提出書類アップロード」画面から所定の様式のファイルをアップロードしてください。

(2) 第6号様式

管轄内市町村の29表を集計して、「提出書類アップロード」画面から所定の様式のファイルをアップロードしてください。その際、ファイル名には提出した団体名がわかるように名前を付けてください。

(3) 精査

「管理業務」の「精査・登録チェック一覧」画面において、管轄内の市町村の「登録チェック」がかかっていることを確認し、登録された定点観測データと現況調べデータ全てが本登録となっていること及びウツタインデータの月々の登録チェックがかけられていることを確認してください。また、データの内容については、昨年とデータと比較し、特に数値が大きく変更している部分等がある場合や、昨年誤入力が見られた項目（02表：救急隊数、03表：資格別消防職員数、9、10表：現場到着、病院収容時間等）については、市町村に確認するとともに、理由を把握する等して誤りの無いよう徹底を図っていただきますようお願いいたします。

(4) 消防庁オンラインへの接続不能市町村に対する支援

消防庁オンラインへの接続環境が整備されていない一部の非常備市町村の報告データについては、都道府県が当該市町村のID・パスワードでログインし、代行して登録するなど、支援するようお願いいたします。

3 その他

オンラインシステムについては、運用に関する質問が多いため、別添2のとおり、「救急報告手順書」及び「救助報告手順書」を作成したので、参考としてください。

〈問合せ先〉

消防庁救急企画室

救急連携係：伊藤・菅原

TEL 03-5253-7529 FAX 03-5253-7539

消防庁国民保護・防災部参事官付

救助係：小宮・中山

TEL 03-5253-7507 FAX 03-5253-7576